

第10号議案

ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例

ふじみ野市印鑑条例（平成17年ふじみ野市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、意思能力を有する成年被後見人が印鑑の登録を行うことができるようにするため、ふじみ野市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。